件 名

亀山市情報公開条例の一部を改 正する条例

企画総務部 総務法制室

1 制定・改廃の背景と趣旨

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成26年法律第66号) の改正規定の一部が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の 改正を行うものです。

2 改正内容

法律において規定する「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「行政執行法人」として規定されたことから、条例で引用する当該法人の規定を改めます。 < 第 7 条関係 >

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とします。

亀山市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第3号

亀山市情報公開条例の一部を改正する条例

亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2項に規定する特定独立行政法人」を「第4項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。